

1 団体の状況

(1) 団体の理念・基本方針

公の施設を管理する団体として、社会的に理解が得られる団体かどうか、団体の理念や基本方針について記載してください。

1 事業の4本柱

当協会は、昭和49年3月、寿地区で生活される方々の勤労意欲の向上及び福祉の向上を図るため、国、神奈川県及び横浜市等が協力して建設する「寿町総合労働福祉会館」を運営管理する公益法人として設立されました。

その後、昭和56年からは横浜市寿生活館の運営管理を横浜市から受託する他、地域の関係団体・機関、行政、事業者の方々とも連携協力を密にして、様々な地域福祉保健事業を実施すると共に、様々な地域のイベントやまちづくり事業等のコミュニティづくりにも積極的に取り組んできました。

また、平成25年度からは中区から生活保護受給者の方々への就労支援事業を受託しています。現在、2本の就労支援事業によって、寿地区内外の道路・公園・駅周辺等の清掃・環境整備等の地域貢献活動を行いながら社会参加支援を行っています。

それらの事業は、すべて公益事業として神奈川県から認定され、当協会は、平成25年10月従来の財団法人から公益財団法人に移行しています。

2 基本理念

かつて「日雇い労働者のまち」であった寿地区は、現在単身高齢者が多く、ほとんどが生活保護を受給し生活している「福祉ニーズの高いまち」に大きく変貌しています。

こうした社会経済状況や地域の状況変化に合わせ、当協会では施設の運営管理に留まらず、これまで地域の関係機関団体、行政、民間事業者と連携、協働しながら、地域福祉保健医療事業を展開してきました。現在当協会が取り組んでいる事業の基本理念は、地域の方々の「健康づくり・介護予防」「生きがいくくり」「社会参加・自立支援」です。

さらに、その理念による事業をさらに積極的に推進できるよう、「健康づくり支援コーディネート」「民間活動支援コーディネート」「地域づくり推進コーディネート」の3つのコーディネート事業を重点に積極的に取り組み、地域住民相互及び地域外の市民の方々との交流のあるまちづくりに取り組んでいます。

3 基本方針

当協会が基本理念のもとに、日々業務を行っていく上での経営上の基本方針は、次のとおりです。

- (1) 施設利用者にとって、安全で衛生的な環境を提供する。
- (2) 地区内のニーズに沿った事業を展開し、福祉・保健・医療などサービス向上を図る。
- (3) 寿地区の地域団体及び行政との連携により、公益法人として、寿地区の健全で明るいまちづくりに貢献する。
- (4) 運営経費の適正化を図るなど経営の改革を進める。

当協会は、こうした地域において担うべき役割、ミッションを地域に発信するため、地域情報紙「いぶき」を毎月編集発行するとともに、地域横断的なまちづくり組織の事務局を担うとともに、地域関係団体機関との様々な連携をとり、地域ニーズや課題の把握に努めています。現場主義をモットーに、職員の問題意識を職場内で話し合い、当協会内に設置された「経営改善委員会」で検討し、全職員が共通認識をもって、創意工夫をしながら業務改善を図りながら取組を行っています。

1 団体の状況

(2) 団体の財務状況

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無、財政状況の健全性、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 当協会の会計区分と公益会計の特徴

(1) 当協会の会計区分は、公益目的事業会計が4つに区分されており、その他として、収益事業会計、法人会計となっています。

公1「労働者及び地域住民の就労の確保と福祉の向上を図る事業」

寿町総合労働福祉会館（仮設施設）の図書室、多目的ルーム等の施設運営事業及び地域福祉保健推進事業で、財源は横浜市からの補助金収入です。

公2「より患者に寄り添い差別なく平等に必要な医療を提供する診療事業等」

当協会診療所の運営事業で、財源は主に診療事業収入及び補助金です。

公3「住居がない者及び簡易宿泊所宿泊者等の更生と福祉を図る事業」

横浜市寿生活館の管理運営事業で、財源は横浜市からの指定管理料収入です。

公4「就労支援事業」

横浜市中区から受託した「仕事チャレンジアシスト受託事業」及び「中区寿ライフ事業」で、財源は横浜市中区からの受託料収入です。

収1「貸付収入」

自動販売機の売上手数料収入です。

(2) 公益認定法には、「公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること」との規定があり、いわゆる「収支相償」が求められます。また、同じく公益認定法では、「公益目的事業比率が百分の五十以上と見込まれるものであること」となっており、公益目的事業の経費が総経費の50%以上であることが条件となっています。

2 当協会の予算の執行状況

(1) 平成30年度予算

○経常費用計は264,049,000円で、うち公益目的事業会計は258,118,000円で、公益目的事業比率は97.75%となっています。

(2) 平成28年度決算

○平成28年度正味財産期末残高は、33,635,857円です。

○決算では4,564,463円の赤字となっていますが、これは診療所精神科医師に一部欠員が生じたことや、28年度3月末に仮設施設に移転したことの影響とと思われます。

○平成29年度は、仮設施設の周知も進み、診療事業収入は約500万円の増益見込みとなり、決算もプラスへ転じることを見込んでいます。

○当協会の診療事業は、約60%を占める基盤事業ですが、診療報酬の対象とならない相談部門を常設する他、看護師等による自宅への安否確認や送迎、フットケアや洗身、着替えの提供等を行うなど、採算のとれないサービスにもコストをかけて実施する他、自己負担を支払えない方に対する貸与（特別診療）を行っており、公益法人として「より患者に寄り添い誰にでも無差別平等に必要な医療を提供する診療事業」に取り組んでいます。

3 税の適正納付

○当協会は、公益財団法人ということで税制上の軽減措置が適用され、法人税の申告・納付は免除されています。また、固定資産税については、協会の所有している備品類が対象となりますが、事業内容等から全額減免を受けています。

○消費税については税理士から指導を受け、適正に申告・納付をしています。

4 監査

- 当協会は、税理士による定期検査、決算監査、横浜市所管局による監察を毎年受けており、経営状況は横浜市会にも報告しています。
- 公益財団法人として、神奈川県に毎年度定期的に事業報告書等に係る提出書等を電子申請で報告しており、平成 29 年 2 月 21 日には、運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査が行われ、神奈川県公益認定等審議会より適正な法人運営を行っていると同認められています。

1 団体の状況

(3) 団体の活動実績等

市内に団体の本部があるか、またセンターの目的と類似した事業や、センターの運営者たるにふさわしいと思われる事業の内容や活動場所（地域）を記載してください。

1 寿町総合労働福祉会館の運営管理（センターの前身施設）

昭和 49 年寿地区に設立されて以来、寿町総合労働福祉会館の運営管理を行い、寿地区の勤労者及び住民の方々を対象に、娯楽室・図書室・一般公衆浴場等の福利厚生サービス（時代の変化、ニーズに合わせ施設用途を一部変更）を提供し続けてきました。診療所は平成 54 年に開設しましたが、それまで寿地区になかった恒常的な医療拠点として地域医療を提供し続け、平成 27 年には長年の医療扶助実績に対し横浜市長表彰をいただきました。

現在、再整備事業が行われていますので、規模を縮小し仮施設において、診療所、多目的ルーム、図書室で事業を行っています。

2 横浜市寿生活館の運営管理（センターの姉妹的施設）

昭和 56 年から横浜市の委託を受け、住居のない方及び地域住民の福祉の向上を目的に、娯楽室、洗濯・シャワー・調理室等の生活支援施設、女性子ども専用、学童保育施設等運営管理しています。現在は第 3 期目の指定管理者の指定を受けています。生活や自立に関する相談業務や支援、イベントの開催を行う他、地域活動や交流の場として多くの方に利用されています。地元代表、知識経験者、行政からなる寿生活館運営委員会を設置し、協議のうえ管理運営を行っています。

3 地域福祉保健推進事業（寿地区地域密着事業）

超高齢化が進み、単身高齢者の方が多く居住する等の寿地区の地域特性を踏まえ、地区内の誰もが安心し、自立が促進され、支えあい、交流できるまちづくりを目指し、各種事業を実施しています。

○**高齢者・文化事業の実施**：住民の仲間づくり、生きがいをにつなげる交流事業を実施。平成 27 年度からは名称を「スマイル事業」とし、体を動かすゲーム、認知症予防を兼ねた脳トレ、歌声クラブ、映画会、料理教室、茶話会など毎月 10 回近く開催。春はお花見、冬はバスハイク。年 2 回「ことぶき作品展」を開催し、保育園児から高齢者まで、地域作業所の作品から地域で活動するアーティストの新作まで多彩な作品を展示。平成 30 年度 77 回、参加者数 4,305 人。

○**自己啓発教室**：参加者の自立支援、生きがいをもった生活づくりを目的に実施しています。中区福祉保健センター、横浜リハビリテーションセンター等関係機関と連携し、ウォーキング、禁煙、食事等の講座を実施するほか。民間企業と協力して着こなし、コーヒー講座も開催。平成 29 年度から J3 サッカーチーム「横浜スポーツカルチャークラブ (Y.S.C.C.)」とコラボでシリーズの健康講座を開催し修了者を表彰。平成 29 年度 13 講座、345 人参加

○**地域協働事業**：寿地区自治会等地域の関係機関団体と季節行事を実施。鯉のぼり、七夕、打ち水、福祉祭り、運動会、豆まき等、保育園児から高齢者までふれあえる地域行事を開催し、コミュニティづくりを積極的に推進。

○**地域広報事業**：地域情報紙「いぶき」を毎月編集し、地域内外に広く配布。

○**地域連携事業**：地区内の二つの地域横断的な組織事務局を担当。「寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会」で簡易宿泊所経営者、民間事業者、地域関係機関団体等幅広く参加し、防災・減災等、様々のまちづくりの課題に取り組んでいます。

寿地区地域福祉保健計画推進委員会（「ゆめ会議」）で、地域における生活課題を中心に話し合いを進めながら、課題解決に向け取り組んでいます。

4 就労支援事業（寿地区地域密着事業）

生活保護受給者が参加する就労支援事業を通して、寿地区内外の道路、公園、駅周辺、繁華街の清掃環境整備事業、駐輪対策事業等を行い、地域貢献活動を実施。

1 団体の状況

(4) 地域特性の理解

寿地区に関する市の施策の方針や寿地区の歴史的背景、地域住民の生活状況など地域特性の理解や寿地区の医療の現状について、把握している内容及び考え方を記載してください。

1 歴史的背景

寿地区は、戦後昭和31年に米軍の接収が解除されたことを契機に、それまで桜木町にあった職業安定所が寿地区に移転し、時を同じくして簡易宿泊所（以下「簡宿」）が次々に建設され、桜木町及び周辺に劣悪な環境で生活していた日雇い労働者たちを宿泊させるようになって生まれた地区で、40年頃には80余件の簡宿ができ、いわゆる「簡宿のまち」になりました。

寿地区で生活する日雇い労働者の方々が、戦後の日本の復興や高度経済成長を支えてきたと言えますが、その後の石油危機、低成長、バブル経済と破綻を経て、かつての「日雇い労働者のまち」が単身の生活保護を受給している高齢者が多く暮らす「福祉ニーズの高いまち」に大きく変貌しています。

2 寿地区の現状

(1) 簡易宿泊所での生活

○寿地区では121の簡宿があり、5,728人の住民が生活しています(平成29年11月現在)。

簡宿の部屋は平均3.4畳で居住環境としては狭隘で、炊事場・トイレは共用、シャワー・洗濯機は有料で共用が多く、日常生活に制約が多い状況です。

(2) 生活保護受給者が多い

○生活保護受給者が増加傾向にあり、平成に入ってから3倍以上も増え、現在5,094人です。簡宿住民の88.9%が生保受給で、65歳以上では97.2%です。(平成29年11月現在)

○横浜市全域から、路上生活者や見守り手のない方々が集まってくる傾向にあり、中区以外の区の生保措置もあります。

(3) 超高齢化が著しい

○平成5年頃より高齢化が進行し、現在高齢化率(65歳以上)は57.5%、60歳以上では68.0%となっています。後期高齢者(75歳以上)は1,093人で19.1%、この10年間で2.4倍に増加しています。高齢者のほとんどが単身生活者です。

○平成27年度の横浜市の高齢化率は24.0%、全国平均は27.7%なので、寿地区は超高齢化が突出した状況にあります。

○高齢化に伴い要介護者が多く、要介護認定率(平成29年3月現在)は約26%と推計されます。横浜市の17.6%、中区20.0%に比べ高くなっており、身体障害者も387人と多くなっています(平成29年11月現在)。

3 医療の現状

○当協会では、昭和54年から内科、平成12年から精神科を開設していますが、内科疾患では、高血圧・心疾患等の「循環器疾患」や糖尿病・高脂血症等の「内分泌、栄養・代謝疾患」が最も多く、次いで「消火器疾患」「神経系疾患」「呼吸器疾患」が比較的多く、高齢化に伴う慢性疾患が多い傾向にあり、かつて多かった結核は大幅に減っていますが、他地区に比べ寿地区は多く、結核検診は欠かせない状況です。

○精神科疾病では、統合失調症が最も多く、アルコール等依存症、うつ病、躁うつ病、てんかんが多く、ギャンブル依存症も比較的多い。

4 課題

狭隘で自炊が難しく、共用設備が多い簡宿では、健康づくり・介護予防がしにくい居住環境にあり、生活不活発病になりやすい環境にあります。単身で生活する人が多く、社会的孤立に陥りやすい状況に置かれています。寿地区の特性に合った健康づくり・介護予防喫緊の課題です。

寿地区の変遷と今後の方向

歴史的経過

第2次世界大戦後の米軍の接收
戦後桜木町の日雇い労働者蟻集
水上ホテル・野宿等居住問題深刻化
接收解除後桜木町の職安が寿町移転

社会環境の変化

簡易宿泊所の集積

石油ショック
低成長
バブル経済→バブル崩壊→デフレ

産業構造の変化(第3次産業)
高度情報化

超高齢化

核家族化・家庭崩壊・無縁社会

課題

医療の確保
公衆衛生の向上
福利厚生(生活支援)

家族向け住宅の確保

青空労働市場の解消

新たな課題

生活保護受給者

高齢者人口の増

障害者の増加
アルコール・薬物
等依存者

孤立
生活不
活発
要介護
要医療

横浜市寿町健康福祉交流センター

寿町総合労働福祉会館
↓
拡充

事業拡大
機能強化

今後の方向

地域医療(治し・支える)充実
生活環境の向上
福利厚生(居場所)

多様な住宅の確保

就労・社会参加・自立支援

健康づくり・介護予防

生きがいづくり

民間活動支援

地域活動推進

地域住民・市民相互交流

連携・協働

行政機関

福祉保健
医療施設

地域団体

民間事業者

2 運営ビジョン

(1) 施設運営の基本的な考え方

地域住民の健康・医療・福祉・交流に寄与するため、センターの設置目的を指定管理者としてどのように達成していくのかを具体的に記載してください。

1 センターの設置目的

センターの設置目的は、平成26年4月に横浜市が策定した「寿町総合労働福祉会館再整備基本計画」で示された、次の基本的考え方に基づき条例で規定されています。

(1) 寿地区のまちの方向性

高齢者をはじめ誰もが安全・安心に住み、お互いに支え合いながら交流しやすい開かれたまちづくりを緩やかに進めていく。

(2) 将来的なまちの姿

- 住民が様々な活動に能動的に参加し、自立が促進されるまち
- 相互に生活を支える機能があるまち
- 地域住民、福祉保健活動団体、事業者のネットワークが育まれるまち
- 誰もが気軽に訪れ、人々が交流できるまち

(3) 新施設に求められる役割

- 地域住民の生活環境向上
- 介護予防・健康増進
- 民間活力の活性化
- 自立支援

2 当協会の事業の基本理念

当協会では、寿地区のまちの変化に合わせて、次の3つを基本理念に地域福祉保健医療事業及び地域交流のまちづくり事業に取り組んでおり、センターの目的に合致しています。

(1) 健康づくり・介護予防

○簡宿の室内は狭隘で自炊や体を動かしにくく、生活にリズムがとりにくく単調なものになりがちで、特に高齢者・障害者は生活不活発病のリスクが高い。そのため、生活リズムの改善につなげるため、日常生活における継続的な健康づくり・介護予防に基礎を置き、日々の意欲、活力を醸成します。

(2) 生きがいづくり

○程度の差はありますが、居所、蓄え、生業、家族を喪失し、あるいは健康を害し、最後のセーフティネットである生活保護を受給することになり、自尊感情や自己有用性を失っている場合もあり、受動的な生活になりがちなので、持てる意欲、能力が発揮し、自信回復につながり、生きがいややりがいを感じられ場を提供します。

(3) 社会参加・自立支援

○単身生活者が多く、家族・地域・職場等の人間関係が希薄で社会的に孤立しやすい状況にあるため、日々の活動やコミュニケーションを通じ、住民相互の信頼関係や助け合い、気軽に相談できる人間関係を築いていける機会を提供します。

3 3つのコーディネート機能の充実強化

(1) 健康づくり支援コーディネート機能

地域住民が、日常生活において無理なく、楽しみながら、健康づくり・介護予防につながる活動を推進し、その活動を支援する環境づくりを進めます。

一次予防：健康コーディネート室を中心とする保健予防の普及啓発、健康教育・相談生活不活発病を防止し、生きがいづくりにつながる社会参加事業の拡大

二次予防：診療所の健康診査拡充による健康づくりの動機づけ、疾病の早期発見治療

三次予防：社会的リハビリテーションにつながる自立支援事業による生活力回復支援

(2) 地域づくり推進コーディネート機能

地域住民の安心・安全で暮らしやすいまちづくり推進するとともに、相互の助け合い・交流ができるコミュニティづくりを進める。

通年季節交流イベント : 寿地区を「第二の故郷」と感じられるまちにする

多世代交流事業 : 住民が地区内の保育所、学童保育を応援し活力を得る

地域福祉保健計画の推進 : 地区内の関係機関団体の協働関係づくり

地域情報の広報 : 開かれた寿地区の情報発信・受信

地域防災計画の推進 : 相互に助け合う意識の醸成と取組の推進

(3) 民間活動支援コーディネート機能

寿地区で活動する個人・団体の活動を支援するとともに、住民等の社会参加を促進し、併せて住民をはじめとするや団体相互の連携・協働や交流を支援する。

地域貢献活動 : 住民自身の居場所・仲間づくりを支援します

作業所等交流会 : 住民が利用する地域作業所や就労支援事業所等の協力関係支援

3 職員配置・育成

(1) 職員の確保、配置及び育成

センターを運営していく上で、必要な職員の確保、適正な配置及び育成、研修について、考え方や計画を記載してください。また、センターを運営するための組織図、職員等配置計画を示してください。

1 職員配置の基本的考え方

(1) 現任職員の活用

旧会館や仮設会館の運営管理を行い、地域の福祉保健事業を担い、住民との信頼関係を築いてきた職員が引き続き従事します。

(2) 新施設の機能拡大に伴う増員体制

	現在 (平成 29 年度末)		新 施 設	
診療所 (常勤・非常勤)	医師他専門職、事務職 (専門職等は交代勤務)	27	訪問看護を新たに開始 (常勤換算 2.6 人)	30
健康コーディネート室 (常勤)			保健師 (室長) 1 看護師・社会福祉職等 2 事務 1	4
施設運営管理 職員の勤務時間 (常勤)	【市民利用施設】 月～金 8:30～20:15 第1・2土 8:30～17:15 【公衆浴場】 月～土・祝日, 1/2・3 8:30～20:15 年間 264日 2,904時間	10	【市民利用施設】 月～土 8:30～21:15 日・祝日 8:30～17:15 【公衆浴場】 月～土・祝日, 1/2・3 8:30～21:15 年間 350日 5,455時間 約 47%増加	14
		37		48

(3) 寿地区の特長

寿地区では、「日雇い労働者のまち」から、単身高齢者が多く暮らす「福祉ニーズの高いまち」に変わりましたが、土地柄いろいろな方が利用されるので、何かあった時にすぐ対応できる体制がとれるような常勤の職員体制が必要です。

①トラブル対応

- 診療所 医師等スタッフに対する暴言等迷惑行為、順番等苦情、飲酒等迷惑行為
※警報ブザーを各診察室や相談室等に設置し、管理課職員が患者・スタッフの安全確保
- 館内 喫煙・飲酒、けんか等迷惑行為対応、救急患者対応
- 広場 喫煙・飲酒の注意、けんか等迷惑行為対応、救急患者対応
- 公衆便所 汚物等の汚染や詰まり

②ホームレス対応

安否確認、急病等緊急時の対応

(4) 効率的な業務分担

施設の運営管理に当たる職員はすべて、他の福祉保健事業や地域事業を担当し、効率的な職員配置とします。

2 職員配置体制・組織

(1) 人員体制及び勤務時間

会館時間帯 9時～21時、日曜日・祝日は17時まで（第4日曜日及び1/2、3除く）

職名	勤務時間	備考
センター長・副センター長 地域・交流活動事業運営管理者 その他会館スタッフ	早番 8:30～17:15 遅番 12:30～21:15	日曜日・祝日は17時15分まで
医療・健康管理事業運営管理者 診療所専門職スタッフ 精神科デイケアスタッフ	9:15～18:00	診療所 月～金曜日 精神科デイケア 月・水・金
健康コーディネーター室長 その他健康コーディネーター スタッフ	8:30～17:15	月～金曜日

(2) 組織

別紙「組織図」参照

3 研修

個人情報保護、情報セキュリティ研修	個人情報保護及び適正管理、情報システムの安全性についてチェックをし、事故防止の徹底を図ります。	年1回
新人研修	寿地区の歴史、現状及び課題を学ぶとともに、横浜市の施策、地域の関係機関団体の事業、当協会の事業を学びます	随時
人権研修	市民利用施設を運営し、福祉保健医療事業を実施する立場から、考え方・行動を点検し人権感覚を養います。	年1回
危機管理研修	地震等災害の備え、応急救護の対応、不測のトラブル等リスクへ適切に対応できるよう知識、技能を磨きます	年1回
福祉保健医療制度研修	法制度や行政の事業の新設、改変等正しく把握し、業務に生かすため、外部講師による実務研修や派遣研修を実施します。	随時
専門知識向上研修	それぞれの担当分野の専門知識を深めていくため、外部講師の外部研修を活用します。	随時
技術向上研修	職員を対象に、業務に役立つスキルを身に着けるため、外部研修を活用します。	随時
その他	外部講習会や他施設見学等を活用し、接遇や対人能力向上等サービス向上に役立つ研修を実施します。	随時

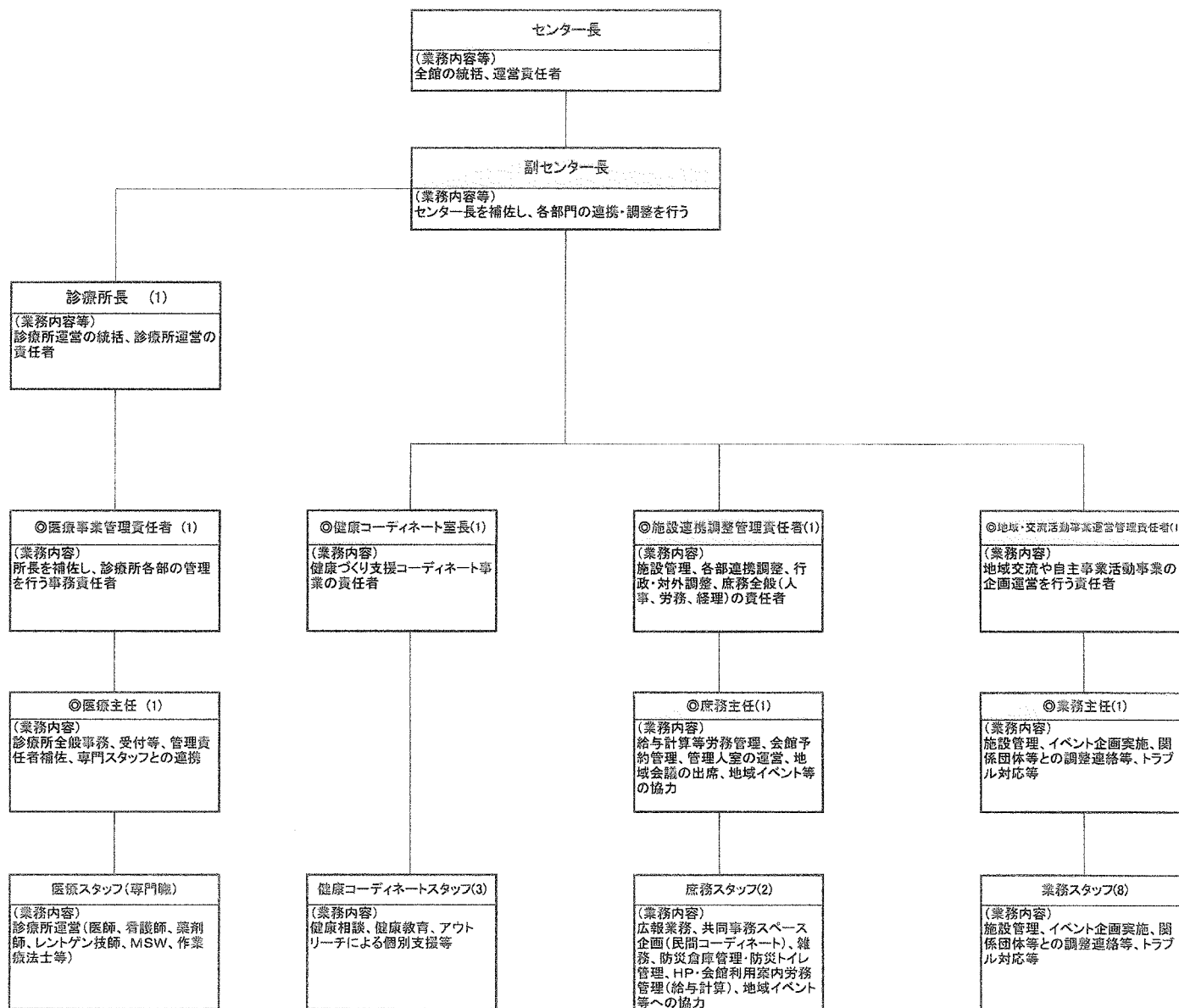
4 職員提案制度

経営改革の一環として、平成27年度から「職員提案・実践表彰制度」を実施しています。趣旨は、利用者の満足度向上及び職員の満足度向上を図るため、業務に対する問題意識と改善意欲を醸成し、業務改善につなげることです。

【提案による実践例】

- 手づくりキャラクター付きポイントカード（スマイルカード）導入による参加者拡大。
- 就業支援事業による施設の修繕や図書管理システム導入達成
- 企業、障害者団体、地域で活動するアーティストと連携した施設内展示等魅力づくり

横浜市寿町福祉交流センター 組織図案



4 施設の管理運営

(1) 施設・設備の管理及び保守の考え方

施設の安全確保及び建物の長寿命化の観点を踏まえ、施設・設備の管理及び保守の考え方について記載してください。

1 施設・設備の管理及び保守の考え方

- (1) 施設の安全性を確保し利用者を危険から守ります。
- (2) 利用者の方に安心し快適な空間を提供します。
- (3) 施設・設備の良好な状態を可能な限り長期間維持します。

2 具体的な取組

- (1) 「建物・設備機器維持管理業務一覧」に基づき法定点検、横浜市指導点検、メーカー推奨点検、日常点検の区分に応じ適正に実施します。
- (2) 職員による日常の点検・清掃と専門業者による定期点検・保守を両輪に、利用者及び職員が安全・安心に清潔・快適に利用できる施設となるよう維持管理を進めていきます。
- (3) 施設や設備の長期修繕・保全計画をたて、日頃の点検・保守に基づいた早めの修繕を行うなど、施設の長寿命化を図っていきます。なお、実施にあたり横浜市及び専門業者と協議・調整します。
- (4) 故障や事故が発生した時は、「事故連絡票」を活用して横浜市と連携を図りながら、利用者の不便を最小限に抑えて迅速に対応していきます。
- (5) 館内の清掃は、日常的にスタッフが毎日、朝と閉館時に確認に当たります。
- (6) 地震・台風発生時は、速やかに建物設備の点検を行います。
- (7) 日常の点検を適切に行い、瑕疵担保期間中に必要な修繕を行えるようにします。

3 職員による日常点検

- (1) 日常業務の一環として、「施設維持保全の手引き」を作成し、日常点検・巡視を毎日行います。
- (2) 建物内に不具合が無いか常に確認し、早めの発見と対応を行います。
- (3) 点検では、目と耳を使い、水道の止水忘れの音、吸気、排気等のモーターの異音にも注意します。目視点検では、視線を上下左右に移動させて、広範囲を点検できるよう常に注意を払います。
- (4) 利用者が、気づいた事を気軽に職員に言えるようにする他、意見箱をラウンジに設置し、早期発見につなげます。
- (5) 冷暖房の適切な温度設定について、利用者の理解と協力を得るとともに、空室等の消灯、冷暖房オフの徹底など日常管理での省エネルギー対策を進めます。

4 専門業者による定期清掃の委託

- (1) 月に1回、専門業者による清掃とワックス掛け等を実施し、清潔できれいな施設管理を進めています。
- (2) 床清掃及びワックス掛けの一部は、就労支援事業の実習場所として提供するとともに、コスト削減も図ります。

5 修繕

- (1) 必要な修繕は、複数業者から見積を取りながらヒアリングを行うなど、適切な業者選定に努めます。
- (2) 大規模な修繕が必要な場合は、横浜市に早めに相談して適切な対応が取れるよう取り組みます。
- (3) 小破修繕はできる限り職員または就労支援事業のプログラムに取り入れ、コストを抑えます。

4 施設の管理運営

(2) 事件や事故の防止・危機管理体制

事件や事故の防止策、事故発生時の対応や連絡体制及び日常的な防犯などへの取り組みを具体的に記載してください。

1 事件・事故防止の基本的な考え方

- (1) あいさつをはじめ利用者との円滑なコミュニケーションを通じて利用者と職員との信頼関係を築きます。
- (2) 地域の方々が「センターは地域の共有財産」という意識を共有していただけるようにします。
- (3) 市民相互の交流、助け合いの意識の醸成を図ります。

2 事件・事故の防止策

- (1) 施設の管理運営のルールをわかりやすく明確にして、利用者等の理解、協力を得ます。
- (2) 利用のルールについては、敷地内・館内における掲示、リーフレットの配布を行い、ルールの違反者には適切な指導を行うなど、日常的な利用者への協力要請を徹底します。
- (3) 受付警備員及び職員が連携し見守り、巡回、声かけ等を行い、異変とトラブルを未然に防ぎます。
- (4) 人的な警備及び機械警備、マニュアルや連絡体制の整備・徹底等により、24時間管理を適切に行うことにより、傷害や器物損壊等の事件を未然に防止します。
- (5) 行政、消防署や警察署との緊密な連携により、予防と発生時の初動対応を適切・迅速に行います。

3 事故発生時の対応

- (1) マニュアル及び関係機関連絡体制を整備し、行政、消防署や警察署と緊密に連携し、事故発生時に迅速に対応するとともに、発生後の記録・報告を行い、再発防止に万全を期します。
- (2) センターの運営にかかわる地域関係者等を構成員とした運営委員会を設置し、事件や事故の予防や発生時の対応を含めた管理・運営について報告し、助言・指導をいただきます。
- (3) 横浜市に対して、事件や事故防止のための必要な改善策について、必要な提案を積極的に行っていきます。
- (4) 自動販売機は、災害時の停電中でも無料で取り出すことが可能な機能を備えたものを設置します。

4 危機管理体制

(1) 受付警備体制（委託）

昼間1人体制・夜間2人体制

(2) 職員体制

- ① 開館時間内については、常勤職員を必ず2名以上配置(1階1名、2階1名)し、初期対応を行います。
- ② 勤務時間外については、警備員を起点として緊急連絡網にもとづき、職員、関係機関と連絡を取り合い、状況に応じて適切・迅速に対応します。

(3) 人材育成

- ① 消防団に所属している職員を活用するなどして、救命救助活動及びAEDの操作研修ほか、緊急対応能力を高める研修を行います。
- ② 運営実績の中で積み上げてきた「事件事例集」を職員研修等で活用し、館内外の見回りや点検を活かし、事故の未然防止に努めます。

4 施設の管理運営

(3) 防災に対する取組

公の施設としての役割を踏まえ、センターにおける防災に対する取組や災害発生時の体制や、寿地区における防災の取組の必要性及びそれを踏まえた地域との連携について具体的に記載してください。

1 寿地区における防災の取組の必要性と現状

(1) 寿地区における防災の取組の必要性

寿地区では、121軒の簡易宿泊所を中心に6千名前後の高齢者・障害者・要介護者などが、身を寄せ合うように暮らしています。

近年、簡易宿泊所の鉄筋コンクリートによる中高層化が進み、商業地区であることとも相俟って、災害時でも倒壊せず住み続けられそうな簡易宿泊所が増加している一方で、要援護者が増えているため、防災・減災の取組は地域にとって最重要の課題のひとつです。

(2) 地域（寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会）との連携の現状

寿地区では地域防災拠点運営委員会を中心に、防災・減災をはじめ災害に強い街づくりの取組を進めています。大災害時の ①防災拠点の立ち上げ ②防災器具等の整備 ③食糧備蓄・配布計画の策定・推進 ④災害時の要援護者対策 ⑤防災訓練の実施 ⑥自転車台数の縮減等の災害に強い街路整備対策などを行政等と連携しながら進めています。

2 センターの防災上の役割と取組

(1) 地域防災拠点

○センターは、公の施設として区指定の地域防災拠点あるいは防災上の重要な役割を果たすこととなることが想定されます。現在、区指定の地域防災拠点であるLプラザとの役割分担等を考慮しつつ、自宅に住み続けることができなくなった住民を中心とする避難施設となることを想定し準備します。

○そのため、センターに整備されている防災機能等（諸室、防災倉庫、受水槽・貯湯槽・雨水貯留槽・マンホールトイレ等）が、いざという時に十分に活かされるよう日常的な整備・点検運用マニュアルを作成します。

(2) 地震発生時の医療拠点

○「横浜市防災計画」では、大規模地震災害発生時には、災害拠点病院に限らず、各医療機関が分担し、救護活動を行うことになっており、地域の診療所は主に軽傷者を受入れることになっています。

○センターの診療所は、スタッフが整い次第、「診療中」の幟を表示し災害医療に従事します。

○診療所に毎日および定期的を受診されている患者さんの安否・状況確認をします。

(3) 帰宅困難者への対策

帰宅困難者への対応についても、横浜市からの要請に応じ実施できるようにします。

3 他の具体的な取り組み

(1) 消防計画

- ① センターの開所以前に消防計画を策定し、消防署に提出し火災予防と発生時の行動を明確にします。
- ② センターの上層階には市営住宅、隣地には職業安定所施設があるため、災害時の自衛消防隊の編成（3者共同）、年2回の合同消防(防災)訓練の実施（3者共同、施設利用者・住民等の参加）などを進め、災害時に慌てず協力して犠牲を出さない取り組みを進めます。また、職員等の食品備蓄計画をたて、地域の食料備蓄等をあてにしなくてもよい対策・準備を徹底します。

(2) 地域防災拠点運営委員会

○寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会の事務局等の役割を積極的に担い、防災・減災のまちづくりを推進します。

具体的には、

- 館内に地域防災拠点の事務局設置（事務局担当の配置）
- 災害時に運営委員会を立ち上げる場所の確保
- 防災対応倉庫の設置（ポートピア倉庫との機能分担が必要です）
- 避難者の収用計画等協議し推進します。

○近隣の寿福祉プラザ相談室や横浜市自立支援センターはまかぜ、寿福祉センター保育所等との連携した防災行動も協議します。

(3) 職員の動員体制及び人材育成

○震度 5 強以上の地震災害の場合には、職員及び家族の安否確認を行うとともに、職場動員とします。

○日ごろから職員一人一人が「危機管理対策マニュアル」に基づいて、迅速・適切に対応できるよう、研修を実施します。

4 施設の管理運営

(4) 施設の適切な利用許可

公平・公正に利用受付・許可を行うための方針や利用者の立場に立った対応をするための工夫について記載してください。

1 センターの利用制度

○センターの利用は、センター条例・規則で定めたとおり実施します。
○個人利用は、「地区センター」のように自由に利用できるようにし、団体利用では、「地域ケアプラザ」のように施設目的にあった団体は無料で利用できるよう許可を行い、目的外の場合には有料で、利用許可します。

2 個人の利用

○1階ラウンジ、図書コーナー、2階活動交流スペースは、自由な個人利用を原則とします。
○1階多目的室は、個人の利用と団体の利用とのバランスを図るため、個人利用の時間帯を設けます。
○他の利用者等への迷惑行為を行い、その恐れがある場合には、入館を拒み、又は退館を求める場合があります。

3 団体の利用許可

以下、現段階の案を示し、開所までに横浜市等と調整し、市民の方にはお知らせします。

(1) 優先利用

次の場合は、団体利用に優先し、確保します。

- ①行政の利用
- ②指定管理者が主催する自主事業及び共催又は事務局として実施する事業
- ③個人利用枠

(2) 団体登録

①利用許可を円滑に行うため、団体の事前登録を行います。

②登録区分(案)

- A 健康福祉団体
- B 健康福祉協力団体
- C 目的外団体

※趣味サークルでも、定期的に健康福祉活動する場合はB

(3) 団体登録証の発行

○2年更新(案)

(4) 利用枠

- ①午前 9時～12時
- ②午後 12時～15時
- ③午後 15時～18時
- ④夜間 18時～21時

(5) 予約受付(案)

	団体種別	予約開始	予約枠	料金
A	健康福祉団体	2ヶ月前	1ヶ月2枠	無料
B	健康福祉協力団体	1ヶ月前	1ヶ月2枠	無料
C	目的外団体	3週間前	1ヶ月2枠	有料

(6) 未登録団体

未登録団体でも利用日の 2 週間前から予約を受け付けます。その場合団体の適正をチェックします。

(7) 自主サークルづくり支援

指定管理者主催とする自主事業では、サークル活動を推奨し、インセンティブとして、一定の期間、優先して利用できるようにします。

4 利用者の立場に立った対応

利用者、地域住民や団体など、広く意見を聞きながら、利用者の立場にたった対応を心がけます。

(1) 利用者会議

利用者団体・個人の代表等により構成される利用者会議を設置し、意見を伺いながら運営にあたります。

(2) センター運営委員会

センター全般の運営については、利用者・市営住宅住民・行政・地域等の代表により構成される運営委員会を設置しますが、併せてセンターの利用についての意見聴取の場として活用します。

(3) 「利用の手引き」の作成

利用手続きについては、「利用の手引き」を作成し、職員間で共有します。

(4) 夜間利用の促進

日中に比べ低くなりがちな夜間の利用を高めるため、地域で働く方々が仕事帰りに参加できる魅力ある自主事業を企画します。事業終了後は、参加者がグループを立ち上げ、平日夜間の活動に繋がるように支援していきます。

4 施設の管理運営

(5) 広報・利用促進計画

センターが寿地区内外の交流の機会を提供する役割を持つことを踏まえ、センター及び寿地区の歴史や現状等に関する広報計画や、利用促進策について具体的に記載してください。

1 センターの寿地区内外の交流機会を提供する役割

- センター再整備基本計画では、
- ・寿地区のまちの方向性 …高齢者をはじめ誰もが安全・安心に住み、お互いに支え合いながら**交流しやすい開かれたまちづくり**を緩やかに進めていく
 - ・将来的なまちの姿 …誰もが気軽に訪れ、人々が**交流できるまち**
- 寿地区は、高齢者・障害者・要介護者などが増加し、“福祉ニーズの高い街”となった一方、福祉に頼る住民を支える社会資源が集中し、地域と行政の協働作業により街づくりが進められる街になりました。（地域防災拠点運営委員会・地域福祉保健計画推進委員会）
- 今後、センターは、寿地区周辺住民に対しても交流の機会を提供し、利用者を多く受け入れる役割を担っていきます。

2 センター及び寿地区の歴史や現状等に関する“広報計画”

(1) 当協会の広報媒体

- ①チラシや掲示（センター・寿生活館・木楽な家等）…月間または行事毎のお知らせ
- ②地域広報紙“いぶき” …月 1 回編集発行、地域内外の各施設、全簡易宿泊所及び行政等に、職員手分けして（5 コース）全戸配布、ホームページにもアップ、発行数約 700 部
- ③ホームページ“ことナビ” …地区外やスマホ等からアクセスされる方々を想定しながら、まちの歴史や変化、今日の行事などを紹介。
- ④センター紹介パンフレット及び事業概要“あゆみ”
- ⑤当協会設立 40 周年記念誌“寿のまちとともに”

(2) 今後の課題

- ①簡易宿泊所等に引きこもっている住民にまで届く広報手段の確立
- ②ホームページの充実、若い世代中心に情報手段の中心となる SNS による広報の拡充
- ③地域内の諸団体・施設等の重層的なネットワーク構築による漏れのない広報（作業所、介護事業所等）
- ④地区外及び周辺地域（自治会等）への広報範囲の拡大
- ⑤マスメディアの活用…広報よこはま区版、タウンニュース、一般紙など

3 センターの利用促進策

広報活動等により施設の存在、内容及び事業の告知や利用の手続き等の周知を行うほか、次の例による地区内外における利用促進の働きかけを行う。

- ① **魅力ある協会の独自事業推進**…自己啓発事業やスマイル事業など既存事業を充実・新設させるほか、社会貢献に積極的な企業を含む他団体との協働事業の拡大
- ② ラウンジ等を活用した**各種展示企画等**の実施、**地区の歴史コーナー**の常設など
- ③ 住民による**グループ・サークル活動**や**大学等による企画実施**などを支援
- ④ 自主的活動を行う場の少ない**周辺地域住民のニーズ掘り起こし**（自治会や教育機関、公的機関、行政等との連携）…世代間交流の推進、入学式・卒業式・お遊戯会・文化祭などの会場としての利用、雨天時の運動場としての利用、等の勧奨
- ⑤ **地域作業所等のプログラム、作業等の共同受注における集配所等**の利用の推奨
- ⑥ 発表の場の少ない**アーティスト等**の利用推進

- ⑦ 地域団体と連携した**合同研修・講座**の開催など
- ⑧ 企業等による**目的外使用**
- ⑨ 企業等を日替わりスポンサーとする**子ども食堂**の実施
- ⑩ 共同スペース利用団体への**支援**

4 施設の管理運営

(6) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望、苦情等をどのように把握するのか。また、それらを受けた後の対応方法について、具体的に記載してください。

1 基本的考え方

- (1) 職員と利用者及び地域の方々との「顔と顔の見える関係」をつくり、あいさつを欠かさず気軽に話せる関係づくりを進めます。
- (2) 利用者の声、意見及び苦情、さらには態度・行動を利用者のニーズととらえ、職員一人ひとりが大切に受け止め、「見える化」し、職場会議等で共有化し、PDCAサイクルにのせていきます。

2 利用者の意見、要望等**(1) 現在の把握方法**

- ①個別の事業参加者に対するアンケート
- ②図書カウンターや受付、見回り巡回等に際して日常会話による聞き取り
- ③施設利用者へのアンケート実施や協会職員が聞き取り調査を行うこともあります。
- ④地域の簡易宿泊所等を対象とする場合には、地域情報誌「いぶき」に折り込んでアンケートを実施することもあります。

(2) 今後の把握方法

- ①従来 of 取組の継続実施
- ②意見箱の設置
- ③利用者会議の開催
- ④事業所・作業所その他業種別連絡会
- ⑤簡易宿泊所組合の会議等

(3) 意見・要望等の対応方法

- ① 把握した意見、要望等を記録簿や集計報告にまとめ決裁をとります。
- ② 改善が必要なことについては、現状、原因、改善策等をまとめ「経営改善委員会」で検討し処理します。
- ③ 即対応が可能なものは、日報等に記録するとともに、朝礼等で情報共有します。
- ④ 要望等の処理結果は、本人に回答するほか、匿名化し、館内掲示板等で公表します。

3 苦情処理**(1) 苦情処理マニュアル**

苦情処理は「苦情処理対応マニュアル」に基づき、苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置いて、苦情対策委員会を開催し、適切に処理します。苦情処理制度については、ポスター等で利用者に対して周知します。

(2) 苦情処理の対応

苦情の対象となる施設管理や事業等の現状と課題、問題とされた事案に関する事実等を正確に把握し、妥当性を検討し、改善が必要な場合には対応策を検討します。その結果は原則として、利用者に回答します。

(3) 第三者委員会

苦情解決に公正性及び客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応をするため、第三者委員を設置しています。第三者委員会には、苦情がない場合にも、「ご意見番」として、日常的に意見をいただきます。

4 施設の管理運営

(7) 横浜市の重要施策を踏まえた取組

個人情報の保護に対する取組や情報公開、人権尊重、ヨコハマ3R夢プラン、市内中小企業振興、障害者就労支援施設等からの物品等の調達、横浜市男女共同参画推進、次世代育成対策推進法などへの取組について具体的に記載してください。

1 個人情報保護について

(1) 規程の整備・改正

横浜市の規定に準じ、平成12年7月に「財団法人寿町勤労者福祉協会の保有する個人情報の保護に関する規程」を制定し、横浜市の規定改正の都度、協会の関連規定も改正してきましたが、平成29年5月30日の個人情報保護法の改正施行に伴い、横浜市の作成した「出資法人の個人情報の保護に関する標準規程」が廃止されたため、改正保護法に基づいて当協会の規程を全部改正しました。

(2) 当協会の取組内容

今回の改正趣旨を含め、個人情報保護に関する職員研修に取り組んでいます。

- ① 市からの受託事業者として職員研修の実施及び報告を行っています。
- ② 診療所の診療報酬請求システムについては、インターネットと接続せず、セキュリティが確保された専用回線で請求を行っています。
- ③ パソコンでは、ウイルス対策ソフトを適時更新、パスワードの活用等により漏えい防止に努めています。
- ④ 個人情報関連書類の施錠管理(鍵のかかるキャビネット等)をしています。

2 情報公開について

横浜市の規定に準じ、平成12年7月に「財団法人寿町勤労者福祉協会の保有する情報の公開に関する規程」を制定し、横浜市の規定改正の都度、協会の関連規定も改正してきました。

平成29年5月30日の個人情報の保護に関する法律の改正施行に伴い、横浜市の作成した「出資法人の個人情報の保護に関する標準規程」が廃止され、新たに「出資法人の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」が作成されたため、それに基づいた「公益財団法人寿町勤労者福祉協会の保有する開示等の請求に関する規程」を新たに制定しました。

3 人権尊重の取組

(1) 指針の策定

平成20年3月に「倫理保持を図るための指針」を定め、人権意識についての職員へ啓蒙しています。

(一部抜粋)

- 「私たち職員は、寿地区住民の福祉厚生を図るために勤務します」
- 「会館利用者に対し、親切、丁寧をモットーに喜ばれるように努めます」
- 「不当な差別的取扱をいたしません」

(2) 研修の実施

- 職員を対象に、毎年人権研修を主催しています。
- 朝礼や職場会議、資料回覧等で、人権問題の事例について共有しています。

(3) ハラスメントへの相談窓口の設置

職員からのパワハラ、セクハラへの相談窓口を設置しています。

4 環境への配慮（ヨコハマ3R夢）

- 週1回、地域の不法投棄物の回収・リサイクルを自治会及び行政と協働して行っており、地域の清掃活動へも積極的に参加しています。
- 就労支援事業を通して、地区内外の清掃活動に取り組んでいる他、不法投棄された廃材を用い、業務用木工備品を製作することも行っています。

5 市内中小企業優先発注

小破修繕工事、設備メンテナンス、医薬材料費などの発注については、市内中小企業を優先しています。

6 障害者就労支援施設等からの物品等の調達

- 地域作業所からの物品（クッキー、箱、しおり、パン等）の購買促進に努めており、定期的に職員が購入しています。
- 障害者作業所等交流会活動によるA型・B型・移行支援型事業所等への支援（共同受注、自主製作品の展示等）、地域における福祉祭り開催への協力をしています。
- 式典等の記念品は、優先して作業所の製品を利用しています。

7 横浜市男女共同参画推進への取組・ワークライフバランス

当協会診療所には、女性職員が多く、出産や育児と業務が両立できるよう、労働法に基づく規程を整備するとともに、休業期間及び勤務時間についても配慮しています。

8 次世代育成支援対策推進法への取組

協会として地域行事における保育所の園児が参加できるように支援を行う他、協会職員が園児を対象とするサッカー教室を開催（YSCC とのコラボ等）する他、寿学童保育が主催するキャンプ等の野外活動に随行し、支援を行っています。

9 健康横浜21

健康寿命を延伸するため、健康づくり事業を積極的に継続しています。「横浜ウォーキングポイント事業」についても、現在仮施設にリーダー設置し、地域住民及び職員の事業参加を推進しています。

10 その他横浜市福祉保健医療事業

地域医療、地域福祉保健、生活保護受給者及び生活困窮者支援等、横浜市の方針に従って、事業を推進しています。

5 事業の企画・実施 (1) 事業計画・事業展開 ア 診療所の運営体制	
診療所等の運営実績及び寿地区の医療の需要を踏まえた診療所運営における理念と、その実施体制について、具体的に記載してください。	
1 寿町勤労者福祉協会診療所の運営実績 診療所は平成 54 年に寿町総合労働福祉会館に開設しましたが、それまで寿地区になかった恒常的な医療拠点として以来約 40 年地域医療を提供し続けました。長年の地域医療を評価していただき平成 27 年には横浜市長表彰をいただきました。初代院長は佐伯輝子医師で 33 年間従事し、「女赤ひげ」として横浜文化賞を始め数々の賞をいただきました。現在所長は緒形芳久医師です。	
診療科目	内科、精神科、心療内科
診療時間	平日 9:30~18:00 (受付 9:20) 休診: 土日祝日 12月29~1月3日
デイケア	月・水・金 10:00~16:00
受診者	平成 28 年度 26,423 人 (1 日平均 111 人) 内科 14,527 人、精神科 4,508 人
スタッフ	医師 5, 看護師 5, 薬剤師 2, 診療放射線技師 3, ソーシャルワーカー 2, 医療事務 4 事務 3, 作業療法士 1, 精神保健福祉士 1, デイケアスタッフ 1 計 27 人 (交代勤務)
2 特長	
(1) 生活保護受給者が多い 受診件数の 92.0%が医療扶助で、ほとんどが生活保護受給の受診者。	
(2) 結核対策 寿地区は結核罹患率が高いので、平成 12 年から DOTS (直接服薬確認療法) を横浜市から受託し実施し、罹患者に毎日来院してもらい服薬確認し、健康チェックを行います。また、「寿地区等ハイリスク者結核定期健診事業」を受託しています。	
(3) ホームレスの方の健診 生活自立支援施設「はまかぜ」の入所時健診、診療を毎日実施しています。	
(4) DOTS の拡大 結核患者意外にアルコール等依存症や他の精神疾患の患者、また内科受診の患者で、自分自身では服薬管理ができない方にも対象を広げています。1 日平均 26 人 (平成 28 年度)。	
(5) 医療ソーシャルワーカーによる相談実施 専任相談員を毎日配置し、医療相談のみならず経済問題、生活、福祉相談等も広く実施。	
(6) 特別診療 診療費が支払えない生活困窮の方には、支払いは事後として無料で診療します。	
(7) 無料健康診査 年 2 回中区福祉保健センターが無料結核検診を実施しているのに合わせ、無料健康診査	

を実施。平成 30 年 1 月から平日毎日午後予約制で健診を実施し受診しやすく改善しました。

3 方針

- 支える医療 日々患者さんとの挨拶、コミュニケーションを大切にします。
- 開かれたい医療 屋外生活者、生活困窮者、依存症や結核患者、誰でも診察します。
- きめ細かな医療 巻き爪等フットケアや洗身、衣類の提供も行い、時に患者宅への送迎、薬のお届けも実施。
- 健康づくり・介護予防 健康診査を受診しやすいように拡充し、毎日実施しています。
- 保健指導 健康コーディネート室と連携し、健康づくり・介護予防を充実します。
- 訪問看護 今後訪問看護を実施し、精神障害の方の社会生活支援等も実施。

5 事業の企画・実施

(1) 事業計画・事業展開

イ 一般公衆浴場の運営体制

センターでの一般公衆浴場の運営を通じた地域住民の生活環境の向上を図るための取組について具体的に記載してください。

1 基本的考え方

- 当協会は、寿町総合労働福祉会館において、42年間一般公衆浴場を営業し続けてきました。(現在仮施設では一時休業)
- 狭隘な簡易宿泊所の部屋で、ほとんどが共用シャワーという生活環境の中で、一般公衆浴場は、住民の生活環境の公衆衛生の向上、健康づくり・介護予防のためにも必要不可欠な施設です。そして、単身生活者の住民がふれあい交流できる場の一つでもあります。
- 大規模地震発生時には、避難生活を送る方や内風呂等が使えない住民のため可能な限り供用します。

2 運営管理事業

(1) 営業日時

営業日	営業時間	休業日
月曜日～土曜日	13時00分～21時00分	日曜日、1月1日

(2) 設備の衛生管理

○清掃

場所	頻度
入口ホール・更衣室・更衣ロッカー・靴箱	毎日 開業前
洗い場・浴槽の縁	毎日 終業後
湯船	お湯入れ替え時毎

○水質管理 (レジオネラ菌対策)

対策	時間
塩素投入	12時00分頃、18時00分頃 (水質検査を行う)

○設備機器管理

技師を配置して安全に動いているか管理します。

(3) 安全衛生管理

- ヒートショック対策として、注意喚起するとともに、室温を適正に管理します。
- 事故防止のため、泥酔者は利用禁止とします。
- 見守りにより、救急患者の対応や、けんか等のトラブル防止や発生時の迅速な対応を行います。

(4) アメニティ向上

- 横浜市浴場共同組合との連携し、季節のあるサービスを行います。(菖蒲湯、柚子湯等)
- 健康器具を設置して、健康づくりができるようにします。

(5) 業務の一部委託

公衆浴場を毎日適正に経営していくために不可欠な次の業務については、経験を有する専門的な知識、ノウハウ、技術が必要とされるため、専門事業者の一部委託します。

- 安全確認を含む受付業務
- 清掃及び衛生管理業務
- 設備機器管理業務 (温水器、ろ過機等の運転、点検)

②委託先選定

旧会館において翁湯に委託していた経過を踏まえて、寿地区において浴場事業を委託するにふさわしい事業者について横浜市浴場協同組合と調整します。

3 利用促進

- 簡易宿泊所にポスター、ちらし等の掲示を依頼し、PRします。
- 各種行事、イベントの景品として、入浴券を配布します。
- 今後、増加する外国人観光客等の宿泊者に日本庶民文化体験の場としての利用を、SNS等を活用しPRします。
- 利用者の方が、入浴以外に楽しめるカラオケ、健康体操、落語等の行事も企画します。

5 事業の企画・実施

(1) 事業計画・事業展開

ウ 健康コーディネーター室の運営手法

寿地区内の住民の健康に関する課題等を踏まえ、健康コーディネーター室を活用した地域の健康づくりや介護予防等に取り組む手法について、具体的に記載してください。

1 基本方針

地域住民が日常生活において無理なく、楽しみながら実践でき、健康づくり・介護予防につながる活動を推進するとともに、その活動を支援する環境づくりを進めます。

センターを拠点に、「健康づくり・介護予防」を「生きがい」及び「社会参加」と一体不可分のものとして、総合的に推進します。

ヘルスプロモーションアプローチ

地域の健康づくり・介護予防の取組の底上げを図るための基盤づくりを行います

ハイリスクアプローチ

健康づくり・介護予防を働きかける必要がある人に対し個々に働きかけます。

2 具体的事業

(1) 地域関係機関団体のネットワークづくり

○地域団体、福祉保健医療関係機関、行政、民間事業等との間で、情報共有し、協力関係を築き、または協働して取り組めるネットワークを作ります。

(2) 健康づくり・介護予防推進計画の策定

○地域の実態及び課題の把握し、地域特性に応じた取り組み方策、社会的資源づくり、人的資源の育成支援策等について推進計画を策定します。

(3) 普及啓発（健康教育・広報・教材づくり）

- 当協会事業に健康づくり・介護予防のメニューを付加し、動機づけ機会を増やします。
- 地域情報紙「いぶき」の活用、ホームページ、ポスター・ちらし等多面的にPRします。
- 地域特性を踏まえたわかりやすく、行動化しやすい、ビジュアルな教材を作成します。
- センター全館健康まつりの開催
 - 健康チェック・体力測定、運動・栄耀等各種体験コーナー、健康に役立つ学習講座、個別相談会、各種アトラクション、バザー、センター参加団体ブース等)

(4) 健康コーディネーター室の健康チェック

- 各種健康測定機器を活用し、利用者の健康度をチェックし、保健指導を実施
- 健康手帳を活用しリピーターを増やし、生活不活発病を防ぎます。

(5) 個別健康相談、保健指導

○診療所健診結果の保健指導や、センター・生活館等で定期的に個別相談会を実施

(6) アウトリーチによるハイリスク者個別保健指導

○区・医療機関等関係機関とのカンファレンスに基づき、糖尿病等ハイリスク者、ハイリスク予備軍等を訪問し、生活習慣等の改善の動機づけ、支援を行います。

(7) 「寿健康づくり推進員（仮称）」人材育成

- 地域や各団体内で、健康づくりの行動を呼びかけ、事業参加を勧奨し、必要な人を健康コーディネーター室につなげる地域人材を養成します。
- 育成講座や活動が楽しめる教材・プログラム作りをします。
- 推進員と連携し、施設・民間事業所等訪問し、健康づくり・介護予防支援を行います。

【対象】地域団体・事業所職員、簡易宿泊所帳場、民間事業者職員等

3 人的体制

健康コーディネーター室長1、専門職2の専属常勤職員を配置、事務1

5 事業の企画・実施

(1) 事業計画・事業展開

エ 1階諸室、広場及び活動交流スペースの運営手法

ラウンジ、図書コーナー、作業室、調理室、多目的室、広場、活動交流スペースの活用方法や諸室を連携させた事業の取組について、具体的に記載してください。

1 基本的方針

- 寿地区の中心的施設として、地域住民及び地区内外の市民の皆様に愛され、何度で利用したくなる施設にします。
- 人権尊重を基本として、ルールに基づき、誰もが利用しやすく、開かれ、相互に交流ができる施設とします。
- 施設内で飲酒・喫煙の禁止を徹底します。広場でも酒盛り等の迷惑行為を禁止し、子どもたちが安心して利用できる施設とします。
- 各施設管理にあたっては、衛生管理にも注意を払い、上履き対応の徹底（調理室その他）やスリッパの衛生管理等にも配慮します。

2 ラウンジ

普段は、ラウンジを数区画に分け、諸室との連携を考えながら、住民のニーズに沿った異なる機能を持たせます。また、総合的イベントや地域行事では、ラウンジ・諸室・広場を一体的に使えるようにします。

(1) 図書コーナー

- 本の閲覧・貸し出し（新刊書、話題本、地区関連書等）、新聞・雑誌の閲覧
- 施設や地域の行事等に合わせ図書の特集コーナーを設けます。
- 寄付を活用しコストを抑えます。またボランティアの協力を得て図書を良好に保ちます。
- 障害者施設、地域ゆかりのアーティスト等のアート作品を展示しギャラリー化します。
- 貸出カウンターはラウンジのフロントとして、センターの魅力を高め、利用を促す役割を持たせます。
 - ・ 図書のレファレンスだけでなく、まちの情報案内等も行います。
 - ・ 祝日等の記念日にちなんだ利用者参加行事を企画します。

(2) 娯楽コーナー

- 将棋・囲碁などを常設した娯楽スペースとします。
- その他、ジグソーパズルや利用者のニーズに応じ「脳トレ」等が楽しめるようにします。

(3) テレビコーナー

- 利用者のニーズに応じ、時には懐かしい「お宝」映像も放映します。

(4) 軽飲食コーナー

- 電子レンジや電気ポットなどを設置し自由な利用に供します。

(5) リフレッシュコーナー

- 目的外使用許可を得て、自販機を設置し軽飲食等を販売します。

(6) まちの情報コーナー

- 寿地区の歴史などがわかる展示（写真・資料等）
- 行政広報資料の配布ラック
- 地域関係機関団体の情報資料ラック

(7) 展示コーナー（場合によっては多目的室を期間を限って使）

- 地区内や周辺の学校等（保育園・幼稚園、小中高校等、放課後児童クラブ）の作品展示
- 障害者地域作業所等の自主性作品の展示即売
- 地域ゆかりのアーティストや障害者等のアート作品展示
- 事業の協働パートナーである地元サッカーチームY. S. C. C. のPR

3 多目的室

○市民が参加できる多様なメニューを企画実施

【例示】

運動系	ストレッチ体操、ホットヨガ、屋内ゴルフ、屋内ボーリング、卓球、ダンス ノルディック・ウォーキング（雨天時）
アート系	絵画、習字、廃材を使った工作、ファッション・着こなし カメラ、伝統工芸
文化系	伝統工芸、生花・フラワーアレンジメント、折り紙
学習系	郷土史、文化講演会、語学・文化教室、パソコン・スマホ
健康系	健康体操、栄養教室、口腔衛生、
娯楽系	カラオケ、歌声、茶話会、室内楽器 室内ボーリング・ゴルフ・輪投げ等ゲーム
福祉系	作業所等の作品・製品展示販売、子育て、学習支援、ボランティア養成 救命救急、障害理解、認知症サポーター養成
地域行事	地域の作品展、学校等の作品展示、賀詞交換会

○個人が自由に利用できる時間帯も設けます

例 卓球等

4 調理室

○料理教室、栄養講座として、活用します。

○ボランティア団体等の「子ども食堂」、「高齢者食事会」等を支援します。必要に応じ作業室・多目的室と合わせて利用できるようにします。

○衛生管理を徹底します。

5 作業室

○就業支援事業のプログラムとして、地域貢献に資する工作物を製作等に活用します。

○調理室とセットで食事会に活用します

6 活動・交流スペース

○会議室は諸団体等の打ち合わせの場所として活用し、情報センターは地区内の様々な団体の活動を紹介する資料を閲覧したり、今何が求められているかなどの課題（例えば、どういう作業のためのボランティア募集中など）を知ることのできるスペースとします。

○地域の課題を通じて共同事務スペースを使用する団体との連携を可能とする場所とします。

○必要な時には、会議室と活動交流スペースを一体で、催しを実施することも可能とします。団体の活動紹介展示会や交流会など、第2の多目的ルームとしても活用できます。

○登録団体の継続的活動に便宜を提供するため、貸しロッカーを設置します。

○個人や団体の活動を支援するため、印刷機等を提供します。

7 広場

○センターの1階の交流ゾーン及び2階の縁側通路及びスロープと一体となった広場は、地域の住民や団体の交流、ふれあいの拠点であり、あらゆる活動を支える機能を発揮できる施設となります。

【4つの機能】

- ① 住民の日常生活を支える憩い・息抜き・遊び・語らいの居場所機能
- ② 指定管理者や地域の諸団体等の主催する催事を実施する会場としての機能
- ③ 地域全体のイベントの場として、地区内外の住民相互の交流機能
- ④ 災害時等の一時避難場所などの公的機能

○芝生や樹木は、潤いのある空間として維持します。

5 事業の企画・実施

(2) 共同事務スペース運営団体との連携

施設内に設置される指定管理区域外の「共同事務スペース」の運営団体と協力した取組の方針について、具体的に記載してください。

1 共同事務スペースに期待される役割

(1) 役割

『NPO 法人や民間事業者等寿地区内外の複数の団体が共同で使用し、地区内外での活動を促進するための施設であり、本指定管理者とは別の運営団体が管理運営し、使用団体の活動を支援する』こととなっています。

(2) 利用者

共同事務スペースの利用者は、地区内の課題等を解決するため、地区内外で活動をしようとする団体が多いと考えられ、活動拠点の確保は地区の課題解決にとっても重要な条件となります。また、目的に照らせば、期間は、年単位を想定します。

具体的には、

- ① 現に地区内にある団体が拡充するに際し、活動拠点を確保できない場合
- ② 地区外から参入する団体が、活動拠点を確保できない場合
- ③ 地域の取組として立ち上げる団体が、活動拠点を確保できない場合

などがあり、場合によっては、地域の要請を受けて地区外から参入ことも考えられます。

2 運営団体との協力

(1) 運営団体との協議

運営団体に対する支援及び次項の取組を推進するため、運営団体等と次の協議を行い、情報提供や方針のすり合わせなどを行います。

- ① 定期的な協議を持ちます。(毎月)
- ② 新たな利用者が入居した場合には利用者を含めた3者協議を行います。
- ③ その他随時協議・調整を行います。

(2) 協力した取組み

主に、寿地区を熟知しない利用団体等を対象に、運営団体と協力して以下の取組を行います。

- ① 利用団体の目的や取組について、当該団体や運営団体から聴取・把握すること。
- ② センター諸施設の効果的な利用を支援すること。
- ③ 寿地区等に関する資料・情報を提供し、理解促進を支援すること。
- ④ 他団体との交流を支援すること。
- ⑤ 課題への取組を支援すること。
- ⑥ 当協会との連携、協働した取組に関すること。

(2) 当協会が運営団体となること

指定管理者が、共同事務スペースを含め、全館施設を一貫したコンセプトをもって運営管理してこそ、共同事務スペースの価値と機能が発揮されると考えています。従って、当協会自らが共同事務スペース運営団体となって、センター全体を一体的に運営するために、最大限の努力を行います。

5 事業の企画・実施

(3) 関係機関、地域団体との連携

地域行事への協力や自主企画事業の実施等において、地元関係機関・団体等とのネットワークの構築や、地域と良好な関係を保った事業展開を行うための手法について、具体的に記載してください。

1 現在の地域連携協働事業

当協会は、次のとおり地元関係機関・団体等とネットワークを構築しています。

(1) 寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会

寿地区全体の防災、減災の実現を図るため、地域住民や地元関係機関・団体、簡易宿泊所事業主、行政等で構成される「寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会」において、当協会職員が事務局長を担う他、受付情報班長、庶務班員を担当し、中枢で支えています。

当委員会は、防災だけでなく、寿地区のまちづくりについて広範な課題について情報交換や協議する場となっています。

(2) 寿地区地域福祉保健計画推進委員会(通称「ことぶきゆめ会議」)

「中区地域福祉保健計画」に基づいて活動している寿地区地域福祉保健計画推進会議「ことぶきゆめ会議」では、事務局の一員として、会議の準備、運営及び広報等を担っています。

ことぶきゆめ会議は、地域の関係機関・団体、福祉・医療事業者、行政等により構成され、毎月会議を開催し、地域課題や解決策について協議し、取り組んでいます。

(3) 寿地区障害者作業所等交流会

当協会が呼びかけ、寿地区住民が利用する地区内外にある「就労支援B型作業所」及び「地域活動支援センター地域作業所」が、それぞれ抱える共通の課題や事業展開などについての意見交換、ネットワークづくり、相互の活動の発展に寄与する場として、平成29年2月に交流会を立ち上げて以降、合計5回開催してきました。(現在13施設参加)

従来なかった横のつながりができ、利用者確保、作業の獲得、スタッフ雇用等の共通課題の一部解決に一定の貢献をすることができました。

(4) 地域内各種行事

地域の諸行事を実施するため、当協会では、各実行委員会等の事務局を担っています。毎年2月に行われる「寿大賀詞交歓会」をはじめ、「福祉祭り」、「みんなの運動会」その他季節ごとに実施される地域行事のすべてを当協会は地域団体とともに運営面で支えています。

(5) 民間団体活動支援

○当協会職員が地区内外にある地域作業所の運営委員会、「寿地区高齢者ふれあいホーム運営委員会」等の運営委員を担い、それぞれの運営を支えています。

○地区内にある2つ保育所の園児を対象に「交流サッカー教室」で当協会職員が指導する他、青少年の屋外活動や学習支援にも当協会職員が従事しています。

2 今後の事業展開

(1) 既存のネットワークの継続・発展

○上記ネットワークを維持しながら拡大させ、相互に協力・協働して、地域の課題解決やコミュニティづくりが推進できるようにします。

○センターでは、旧会館の広場が復活するので、広場を使った様々な地域行事を展開し、寿地区住民及び周辺地区住民の交流を進めます。

(2) 新たなネットワークづくり

○寿地区を教育の場として活用する大学が、情報交換や相互協力できる場づくりを行うと共に、大学教育と地域のコラボによる取り組みができるようにします。

○健康コーディネート室による関係機関・団体、民間事業者、行政等のネットワークづくり、人材養成（「健康づくり推進員（名称）」）を通して、住民の健康づくりのプラットフォーム（基盤）をつくります。

《(公財)寿町勤労者福祉協会の地域における役割と機能》

連携

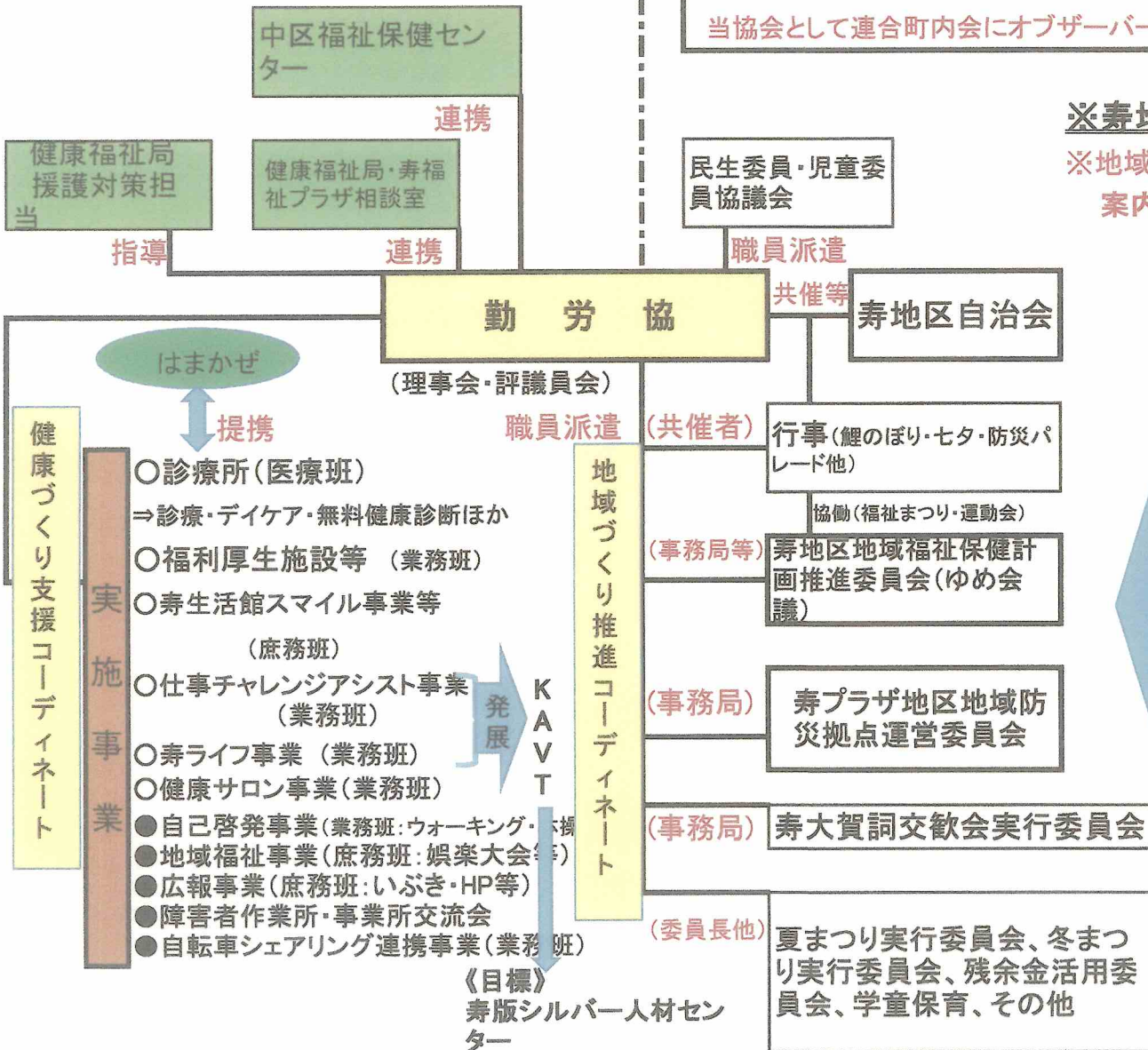
- 埋地地区連合町内会
- 長寿町内会、埋地七か町連合町内会等の周辺自治会

※寿地区自治会が埋地地区連合町内会に非加盟のため、
当協会として連合町内会にオブザーバー参加し交流に努めている。

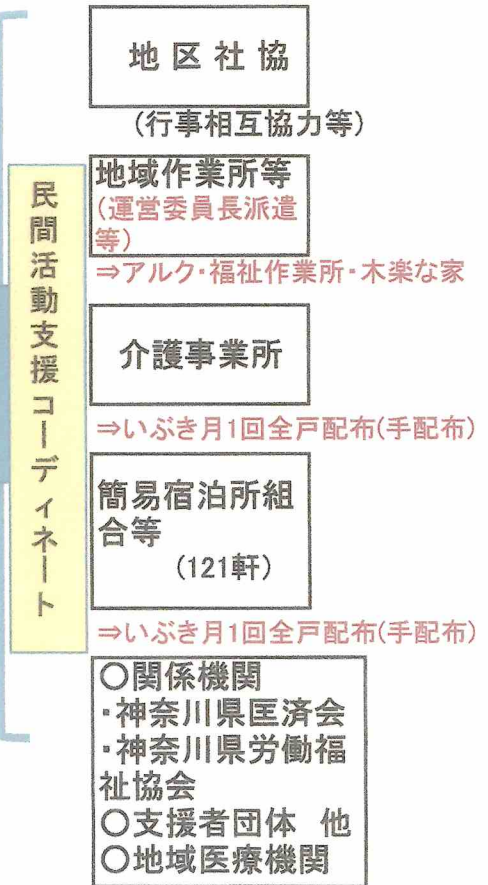
交流

※寿地区・住民の中であって…

※地域の社会資源等で、可能なものはHPで案内している。



構成



5 事業の企画・実施

(4) 横浜市との協働

センター再整備基本計画や地域福祉保健計画、区事業等を十分に把握したうえで、センターの役割を理解し、行政と協働して取り組む計画について具体的に記載してください。

1 センターの再整備

(1) これまでの市との協働

○センター再整備について、横浜市は寿地区の地域防災拠点運営委員会(以下「運営委員会」)を地域代表として協議を進めてきました。

○当協会職員は、運営委員会の事務局を支え、「再整備基本計画の策定」・「基本設計」・「実施設計」について地域の話し合い(ワークショップ)に際しては、運営委員会のまとめ役・

運営委員会と行政のつなぎ役として、計画の進捗にあわせた検討部会・住民説明会・意見交換会などを支えてきました。

○地域広報紙「いぶき」では、再整備の進捗状況を適時地域にお知らせしてきました。

(2) 今後の市との協働

①利用促進のための広報

センターの施設内容及び利用方法を地区内外に広報し、利用促進を働きかけます。

②地域における防災・減災の取組み

防災機能を有するセンターを運営する法人として、また地域防災拠点運営委員会の事務局として、行政及び地域と緊密に連携し、防災・減災のまちづくりを進めます。

2 地域福祉保健計画の推進

(1) これまでの区との協働

寿地区地域福祉保健計画推進委員会(通称「ゆめ会議」)を事務局として支え、地域の課題解決に取り組んできました。

① 第1期計画(平成18～22年)…ことぶき花いっぱい運動、寿クリーンセンター、等

② 第2期計画(平成23～27年)…みんなの運動会・福祉まつりの復活、ダルクの参加

③ 第3期計画(平成28～32年)

○寿地区の“えん”結び ～小さなえんから大きなえんへ～ (絆・交流)

○寿地区の元気! ～自分らしく元気でいられるまちへ～ (健康・病気・障害)

○防災に対する意識を高める! (地域防災拠点運営委員会との連携)

(2) 今後の区との協働

現在取り組んでいる第3期計画の目標は、センターの機能と合致するため、センターの運営法人として、ゆめ会議の事務局として、行政及び地域と連携を密にし、「交流」「元気」「防災」を推進していきます。

3 中区事業について

(1) これまでの区との協働

○就労支援事業の推進(仕事チャレンジ・アシスト事業、寿ライフ事業)

○結核及び生活習慣病対策の推進(寿地区DOTS)及びコラボ無料健康診断(血液検査等)

○健康維持活動の場(健康サロン)事業

○自転車シェアリング(無料レンタル)連携事業

○ホームレス相談・支援事業

(2) 今後の区との協働

①生活保護受給者及び生活困窮者の就労支援

○「仕事チャレンジアシスト事業」は、引きこもりがちな方々を対象とするケースが増えており、自宅訪問による声かけ、相談等個別支援にも力を注ぎ、社会参加につなげていきます。

○「寿ライフ事業」では、高齢者の参加が増えており、生涯現役をめざした地域貢献型の自立支援を進めます。

②生活保護受給者及び生活困窮者の健康づくり・介護予防

○生活保護受給者の健康診査を平日毎日行うようにしましたので(平成30年1月から)、受診率向上を図り、疾病の早期発見・早期治療につなげます。

○寿地区における高齢者等対策として、スマイル事業、自己啓発事業、健康サロン事業などの見守りを通じ、孤立を予防し、介護予防・健康づくりや生きがいをづくり等を進めます。

○健康コーディネート室を中心に、地域の健康管理・健康づくりを推進し、全国のモデルとなるような事業を展開します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料及び施設の課題等に応じた費用分担

様式3により提案する指定管理料及び指定期間中の収支計画に関し、収支計画、利用者サービスのための経費や修繕費への配分等について、施設の特性を踏まえてどのような考え方で提案したか、具体的に記載してください。

1 利用料金収入について

(1) 診療事業収入

○診療事業については、当協会が、現在実施している診療事業収入の実績を基に積算計上しています。内科、精神科については月曜日から金曜日の週5日で診察を行う前提としています。また、精神科デイケアは週3日としています。

○平成31年度以降における診療事業収入見込み額は、146,047千円を見込んできます。

(2) 公衆浴場事業収入

○公衆浴場収入については、当協会が旧会館で実施していた過去3年間の浴場平均利用者数に公衆浴場料金の470円を乗じて算出しています。

○平成25年度から平成27年度までの浴場年間平均利用数は、約23,000人です。

2 事業ごとの経費について

(1) 診療事業費

○診療事業費については、収入と同様に週5日で内科、精神科は週5日診察を行う前提として計上しています。

○人件費については、診療所長である常勤医師をはじめ、精神科医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、医療ソーシャルワーカー等医療専門職の現行の配置を前提としています。

○当協会において新たな取り組みとして行う訪問看護は、訪問看護ステーションの配置基準を前提としています。

○事業費では、院内薬局を開室するため、薬品費を経費計上しています。当協会では、毎年度、薬品の競争入札を実施しており、購入額の抑制を図っています。

(2) 健康コーディネート事業費

○健康づくり・介護予防につながる活動を地域に幅広く推進していくため、健康コーディネーター室長を配置するとともに、住民へ事業の周知やきめ細かなサービス提供を行えるよう、直接、利用者のところへ赴き、アウトリーチのできるよう専門職を配置します。

○事業費については、来館した方が楽しみながら自分の健康状況への関心を誘発させる健康測定機器を設置（リース）する他、イベントなどに係る経費を計上しています。

(3) 公衆浴場運営事業費

○公衆浴場では利用者が安心し、快適に利用し、衛生管理を徹底できるよう受付・安全確認、清掃、設備管理に各業務などを適切に行える経費を計上しています。

(4) 自主事業活動費、地域交流活動費、センターまつり費

○自主事業活動費として講師を招き、各種講座の開催を行うとともに、地域・センター利用者との交流を目的とした季節イベントの開催やセンターを全館あけてのセンターまつりの企画、運営を実施し、一部の受益負担分については利用料金収入として計上します。

3 人件費について

○人件費につきましては、公募要項にも指定のある役職の職員を配置するとともに、会館運営を円滑に行えるよう常勤の職員・嘱託員を22名配置します。また、人件費総額は診療所の専門スタッフを含めると総額で228,377千円を計上しております。

4 光熱水料費、維持管理費について

○光熱水料費、維持管理費については、公募要項にあります【説明資料】の「5管理費

の参考経費」を基に計上していますが、小破修繕などは職員・スタッフが可能な限り行うなど節減を図ります。

6 収支計画及び指定管理料

(2) 運営費の効率性

運営費を低額に抑える等、効率的かつ効果的な運営を行う工夫について記載してください。

効率的な運営をしていくため、次のように工夫し取り組み運営費を低額に抑えています。

1 入札による維持管理費及び薬品費の節減

- (1) 建物管理委託（人的警備・清掃）については、毎年度入札を行っており、維持管理費の節減を図っています。
- (2) 薬品費については、先発品は毎年度、後発品は薬価改定時に入札を行っており、医薬品の節減に努めています。現在、後発品の割合は95.0%と高い水準にあり、薬品費負担に合わせて、本人負担及び公費負担を低く抑える努力をしています（国の目標2020年9月までに80%）。

2 ボランティアの活用

- (1) 図書室の本貸し出し業務では、利用者にボランティアとして本の整理や貸し出し事務に従事していただいています。また、本の清掃、ラベリング等は就労支援プログラムに入れ、サービス向上を図りながら、経費削減をしています。

3 事業費

- (1) 行政、公益法人、地域団体、企業等との協働企画により、講師料等の負担軽減を図ります。
- (2) 図書は、できるだけ中古・新古本を購入する他、寄付も活用します。

4 事務経費、消耗品費

- (1) コピーは再生紙を使用、両面印刷を徹底します。
- (2) カラーコピーは控えます。
- (3) 印刷には白黒のトナーセーブモードを使用します。
- (4) 消耗品は保管箱等を利用した共用使用にします。
- (5) 家具やパソコンは新古品や中古品を活用します。

5 環境

- (1) 書籍・消耗品の整理整頓を徹底します。
- (2) 備品等の配置を見直し空間の無駄を排除します。

6 郵送費・通信費

- (1) 電子化できる郵便物・書類等は電子化し、印刷を控えます。

7 印刷製本費

- (1) 校正の徹底、無駄のない印刷等により、経費を抑えます。

8 光熱水料費

- (1) 使用状況によりガス・電気灯の契約プランを見直します。
- (2) エアコンのフィルターを定期的に清掃します。
- (3) 適正温度（冷房：28℃ / 暖房：18℃）にします。
- (4) 節電（こまめな消灯、エアコンのスイッチオフ等）

9 収入増の取組

- (1) 公益法人としての寄附者に対する優遇税制と活かし、様々な機会を捉えて「寄付のお願い」を幅広くPRしていきます。
- (2) 自動販売機の手数料収入を活用します。
- (3) 印刷機の導入による手数料収入について検討します。
- (4) 広告料収入について検討します。